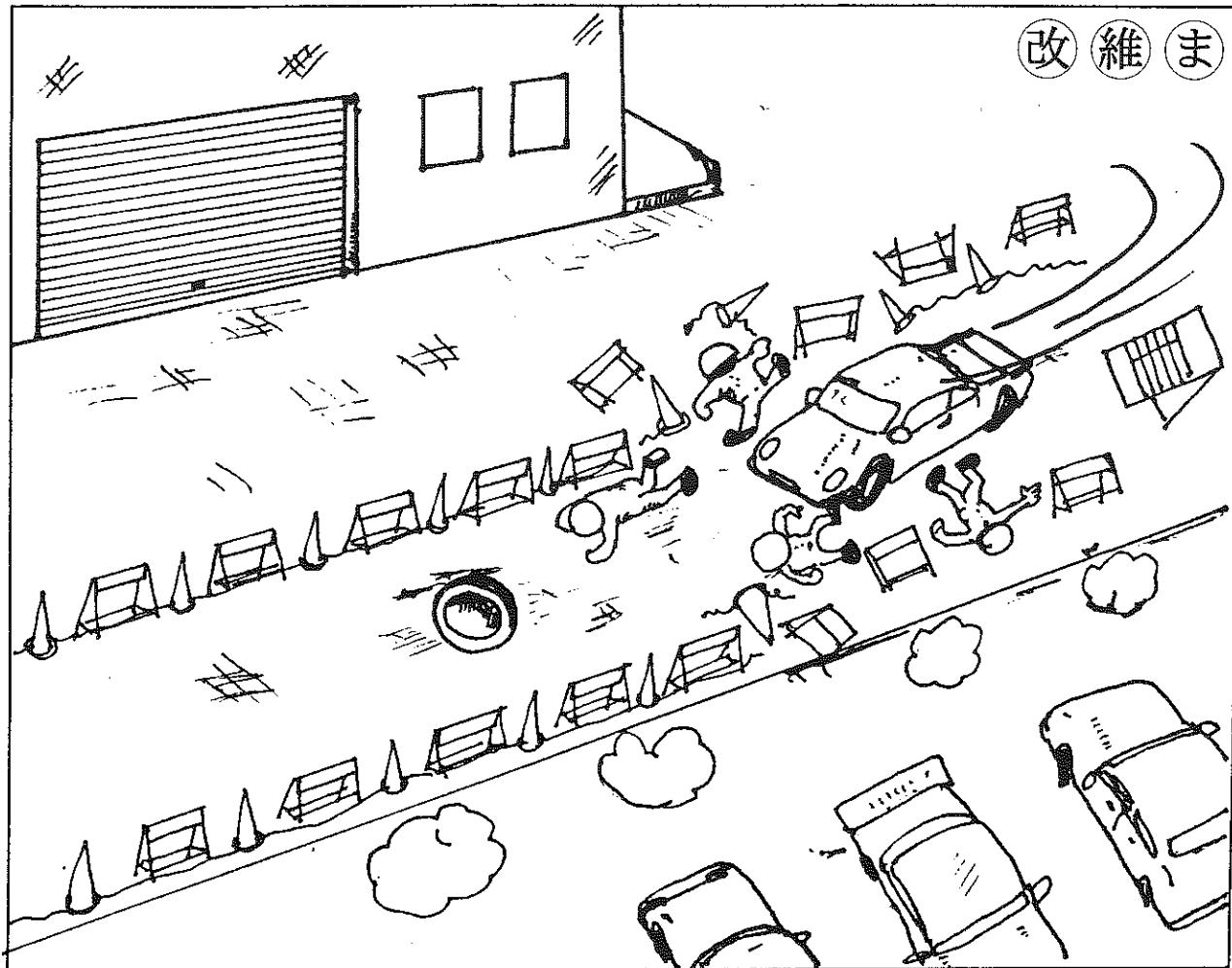


発生状況図

No. 11



I. 発生時間

A.M
P.M

1時 30分頃

II. 発生状況

人孔鉄蓋、鉄枠の高さを調整工事中、普通乗用自動車が幹線道路を横断しようとした誤って作業帯内に飛び込み、作業員4名が重軽傷を負った。

III. 発生原因

保安施設の不備。

交通誘導員の誘導不適切。

IV. 対策

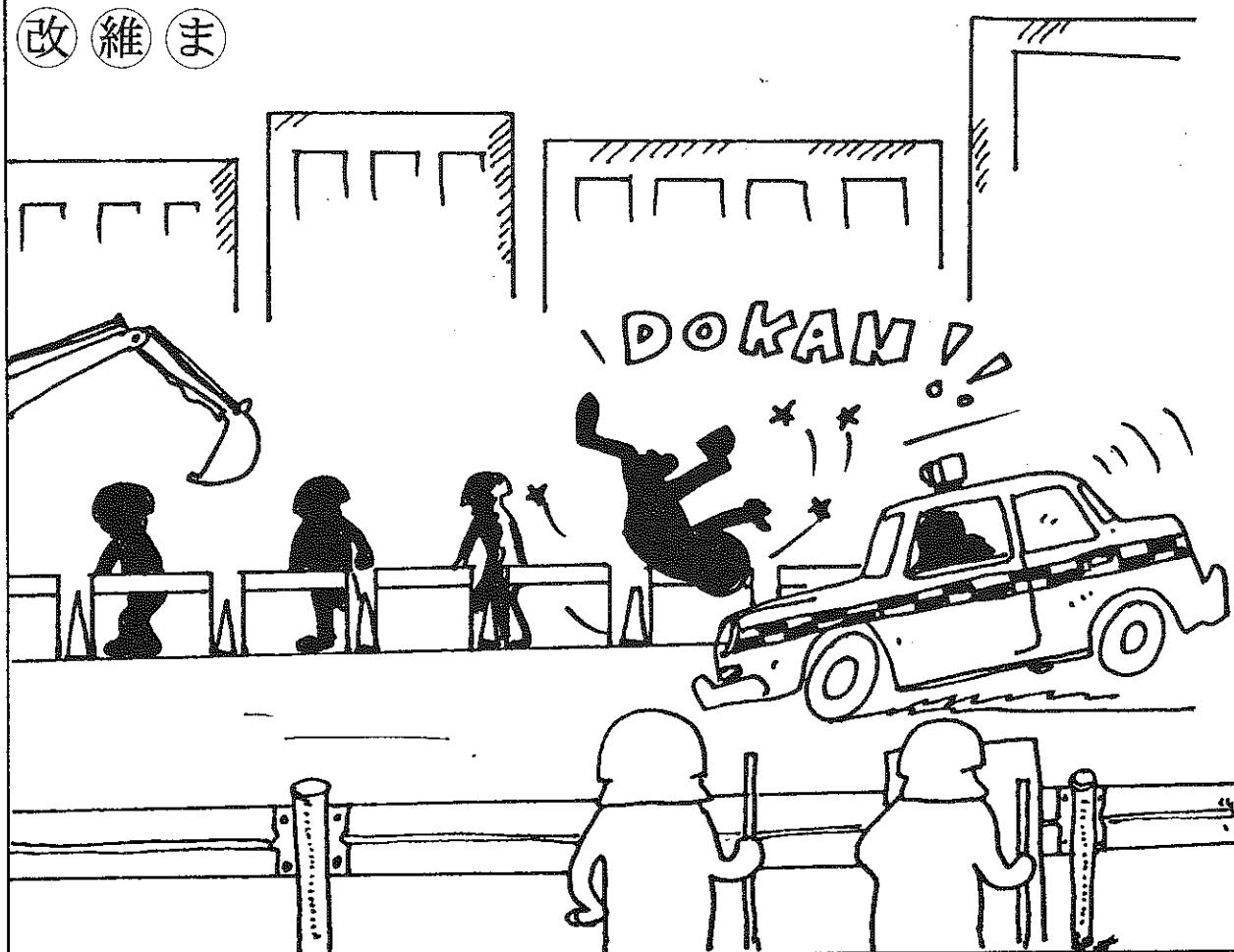
交通量の多い幹線道路で作業帯を組む場合、導流帯の延長は30m以上、交通に対面する保安柵は二重にする等の配慮が必要である。

また、交通誘導員は進行して来る車から目を離さず、危険を察知した場合、作業員に大声で知らせる等の措置が必要である。

発生状況図

No. 12

改 維 ま



I. 発生時間

A.M
○P.M

11時 00分頃

II. 発生状況

人孔上部補修工事において、作業員が作業帯の外側を移動中にタクシーに跳ねられ、頭蓋骨骨折、脳挫傷の重傷を負った。

III. 発生原因

作業員の不注意（作業帯外の通行）。

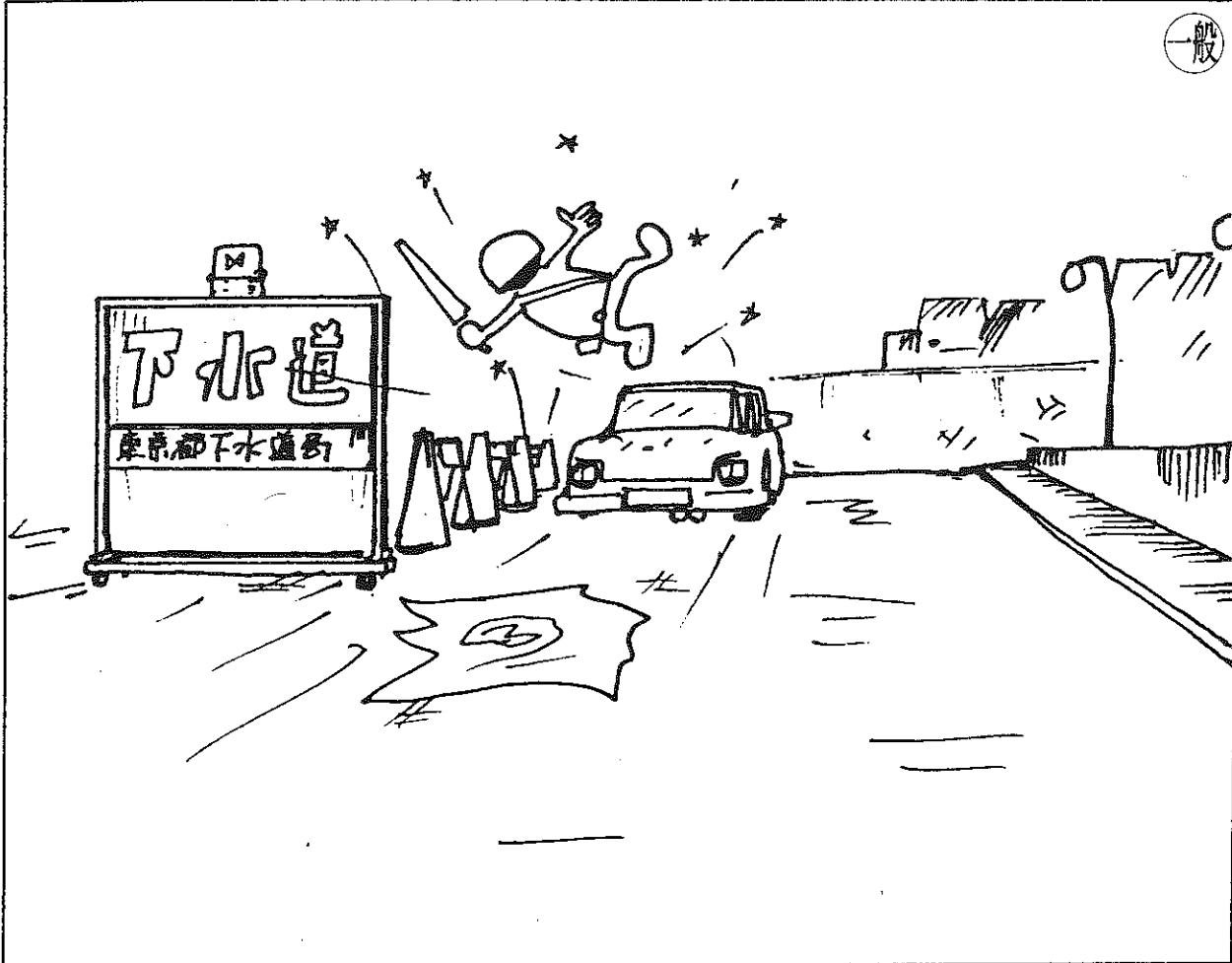
IV. 対策

作業帯外を歩いたり、作業帯から反対側に横断する場合もあり、作業帯はその中で働く作業員の安全を守るためにものでもあることも十分教育する必要がある。

発生状況図

No. 13

一般



I. 発生時間

A.M
P.M

0時 00分頃

II. 発生状況

下水道工事で交通誘導員が一般車両を誘導中、進路を変更せずに進行してきた乗用車に跳ねられ重傷を負い、乗用車はそのまま逃走した。

III. 発生原因

保安施設の不備。

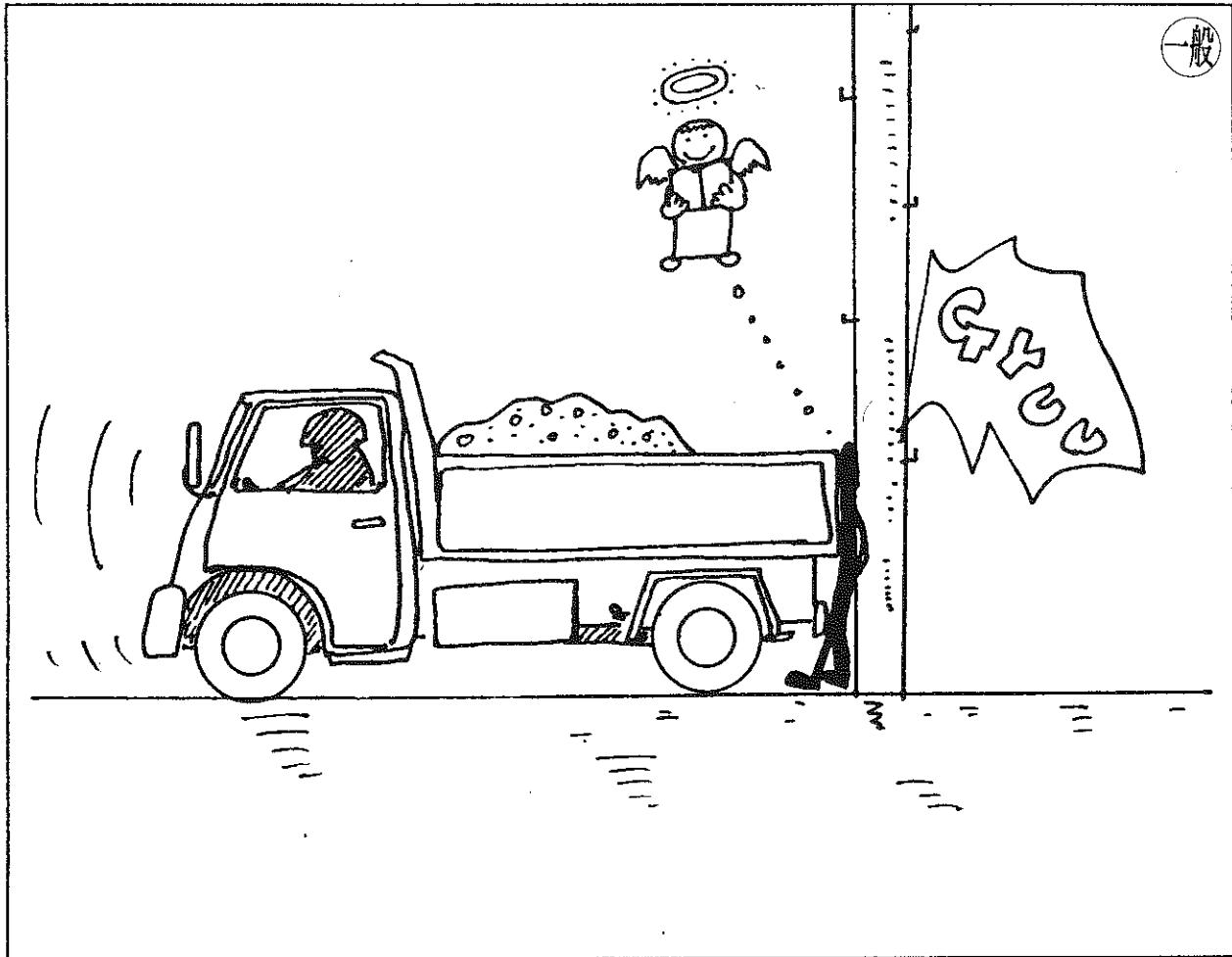
IV. 対策

車両の運転者の中には、酒酔い、無免許、居眠り、脇見等正常な運転をしていない者も含まれることを常に念頭に置き、交通の誘導にあたる者は、対向車から目を離さないことが必要である。

(警察庁の指導によれば、幹線道路の導流帯は30m以上を確保すべきである。)

発生状況図

No. 14



I. 発生時間 A.M P.M 時 分頃

II. 発生状況

工事用車両が後退する際、後方の安全不確認と相互の合図不徹底のまま後退したため、同車後方で誘導していた作業員を同車後部と電柱の間に挟み死亡させたもの。

III. 発生原因

後方の安全確認不十分。

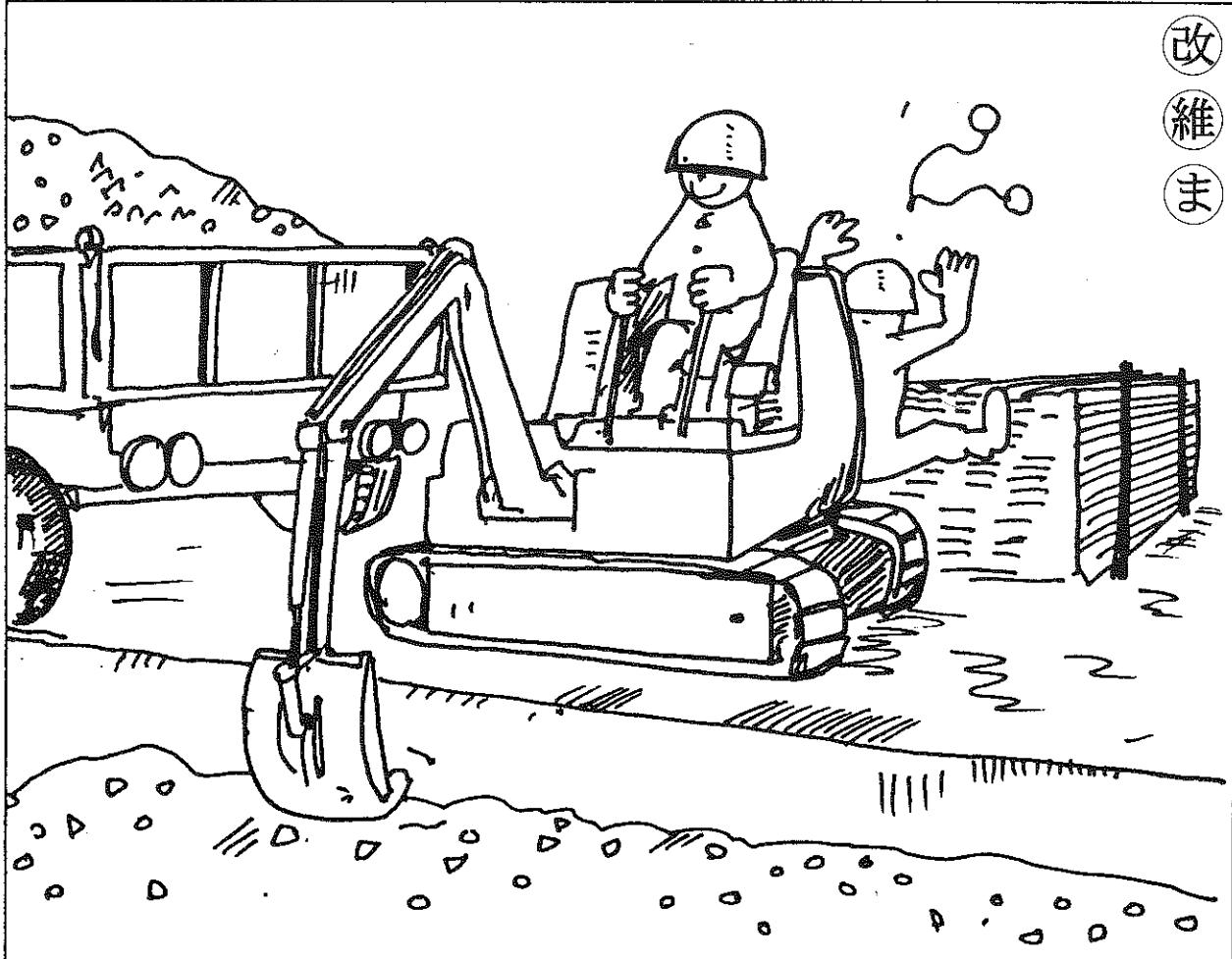
IV. 対策

この事故は運転者の過失が大きいが、車両の誘導は専門家（ガードマン等）に行わせ、素人（作業員等）には行わせないよう現場責任者の対応が必要である。

発生状況図

No. 15

改
維
ま



I. 発生時間

A.M
○ P.M

2時 00分頃

II. 発生状況

バックホーにより基礎用クラッシャーラン碎石を投入中、後方で軽量鋼矢板に台付けワイヤーを取り付け中の作業員がバックホーの旋回時に同機の後部と積み上げてあった軽量鋼矢板に挟まれ負傷した。

III. 発生原因

作業員の不注意と監視人の不在。

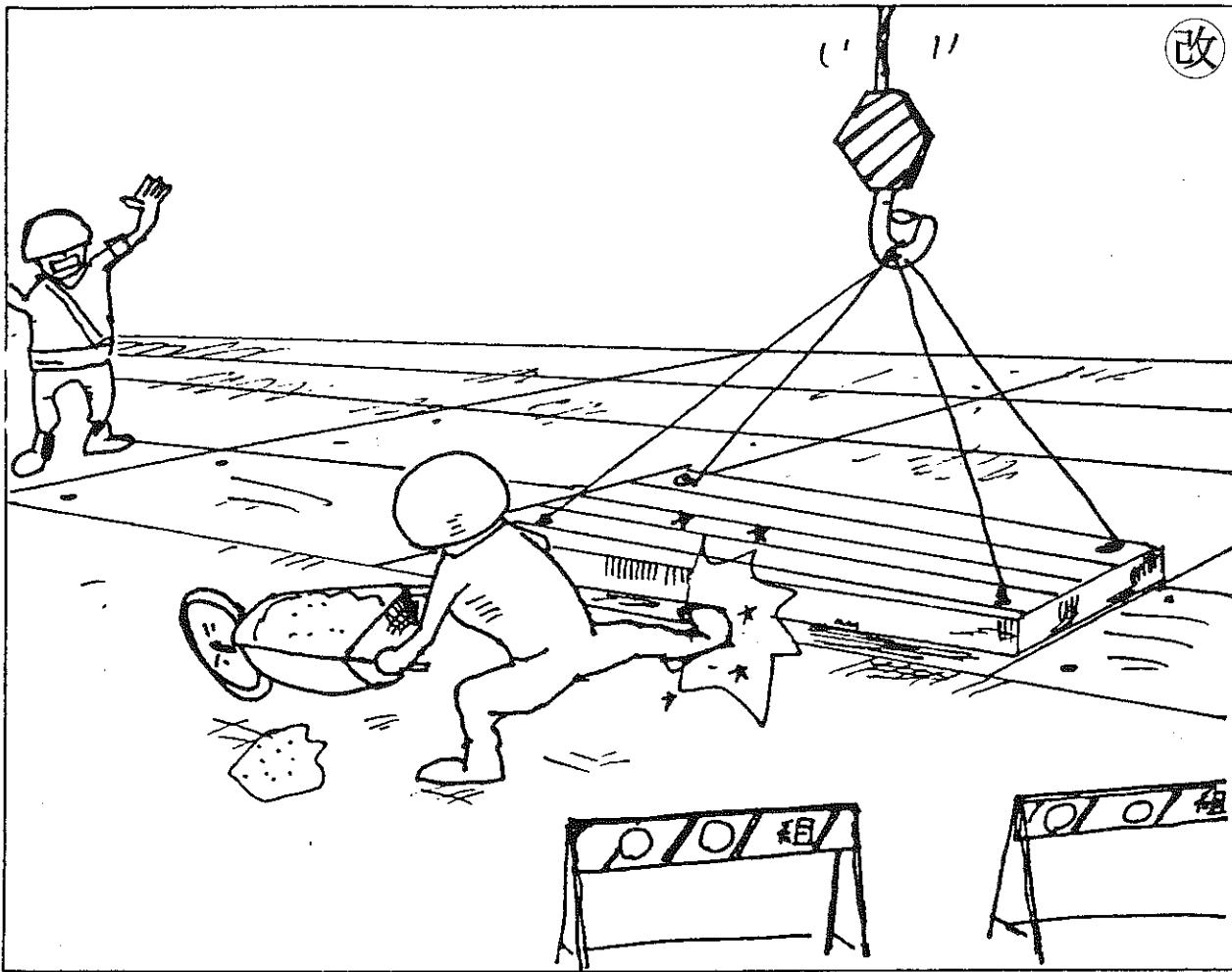
監視人の不在。

IV. 対策

バックホー等の機器を使用する場合、その機器の作業範囲内に人を立ち入らせないよう監視人を配置し、運転者とよく連携の上、作業させる等の配慮が必要である。

発生状況図

No. 16



(改)

I. 発生時間

A.M
○P.M

9時 30分頃

II. 発生状況

レッカー車により覆工板を吊り上げ作業中の近くを碎石を積んだ一輪車が誘導員の指示で通過しようとした際にバランスを失い、右足が覆工板に挟まれ、足首捻挫で負傷をした。

III. 発生原因

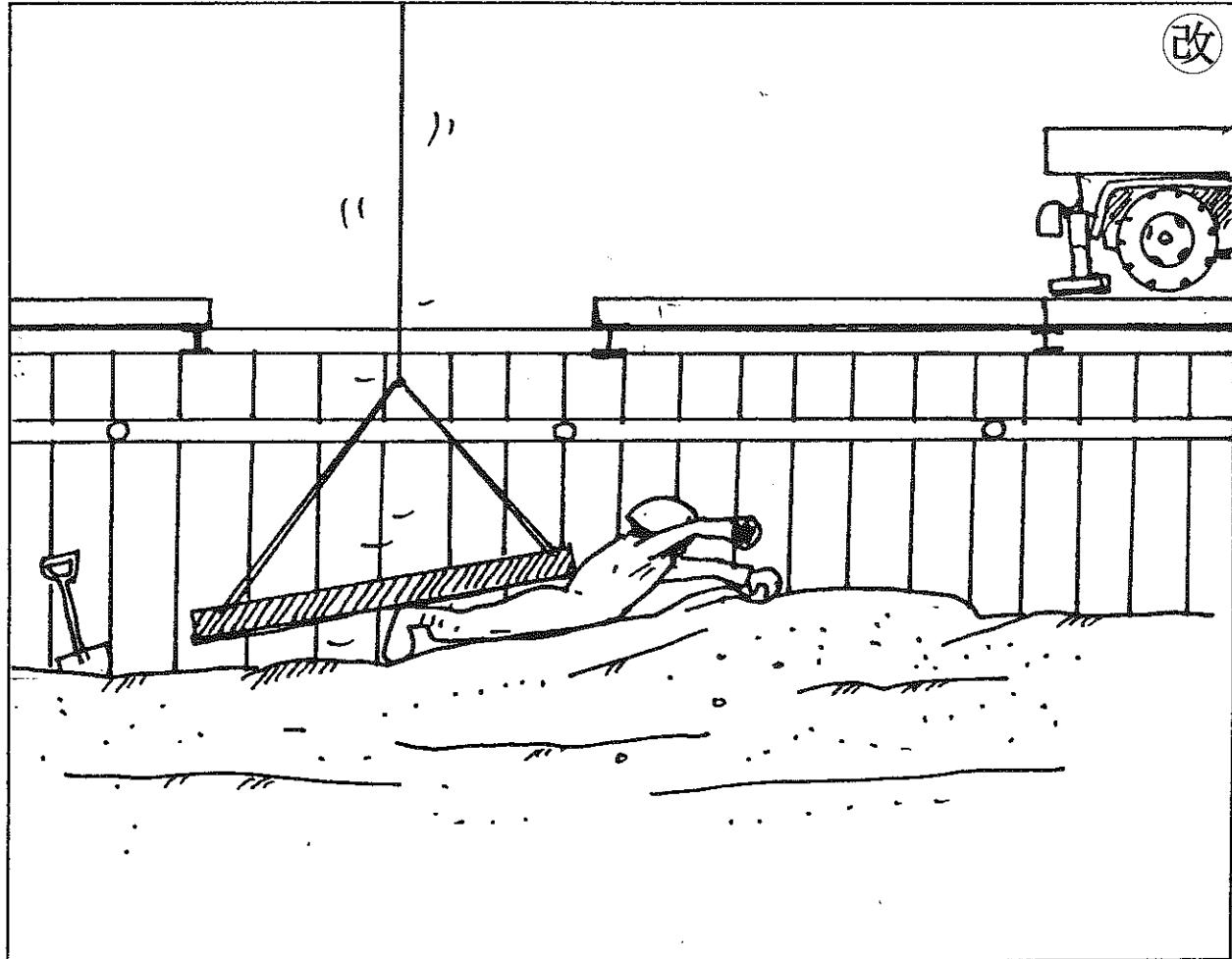
交通誘導員の措置不適切。

IV. 対 策

機械を使って重量物を移動する場合、その作業範囲内にいる関係者等には十分注意すると共に、レッカー車の作業範囲外に排除することが必要である。又、責任者は合図の方法について十分教育する事も大切である。

発生状況図

No. 17



I. 発生時間

A.M
○P.M

9時 00分頃

II. 発生状況

覆工板開閉時におけるレッカー車のオペレーターによる操作ミスの為、作業中の作業員が覆工板に挟まれ、大腿部及び内臓破裂の重傷を負った。

III. 発生原因

レッカー車オペレーターの操作ミス。

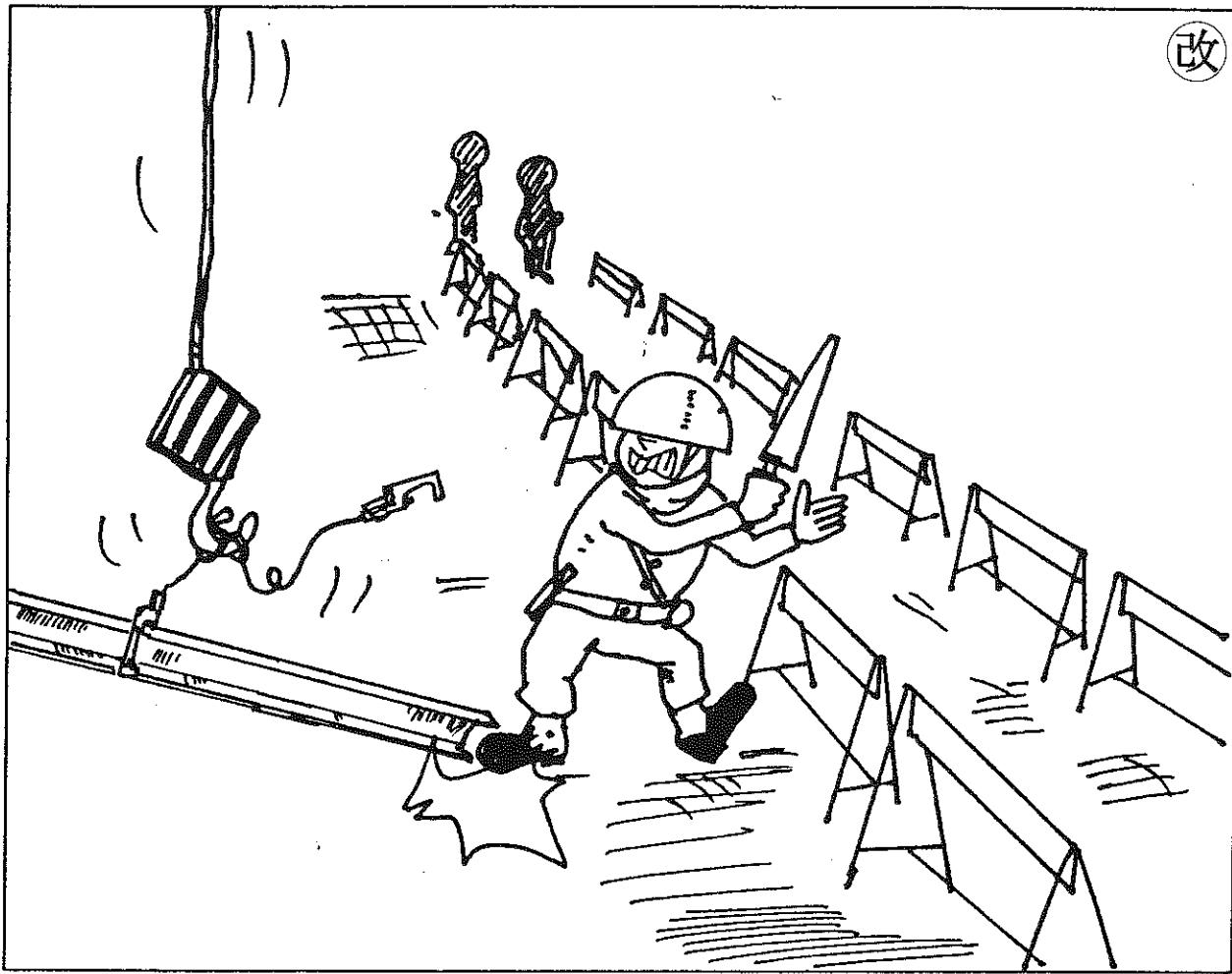
IV. 対策

レッカー車オペレーターの運転ミスが原因と思われるが、覆工板等の重量物を扱う場合、オペレーター1人にまかせず、必ず監視員を置くべきである。

発生状況図

No. 18

(改)



I. 発生時間

A.M
○P.M

2時 30分頃

II. 発生状況

人孔の撤去・新設工事において軽量鋼矢板の建て込み終了後、H形鋼をレッカー付トラック車にて吊り下ろし作業中、地上50cm付近でクランプが外れ、保安柵内部で歩行者を誘導中の交通誘導員の足に当たり足爪先を負傷した。

III. 発生原因

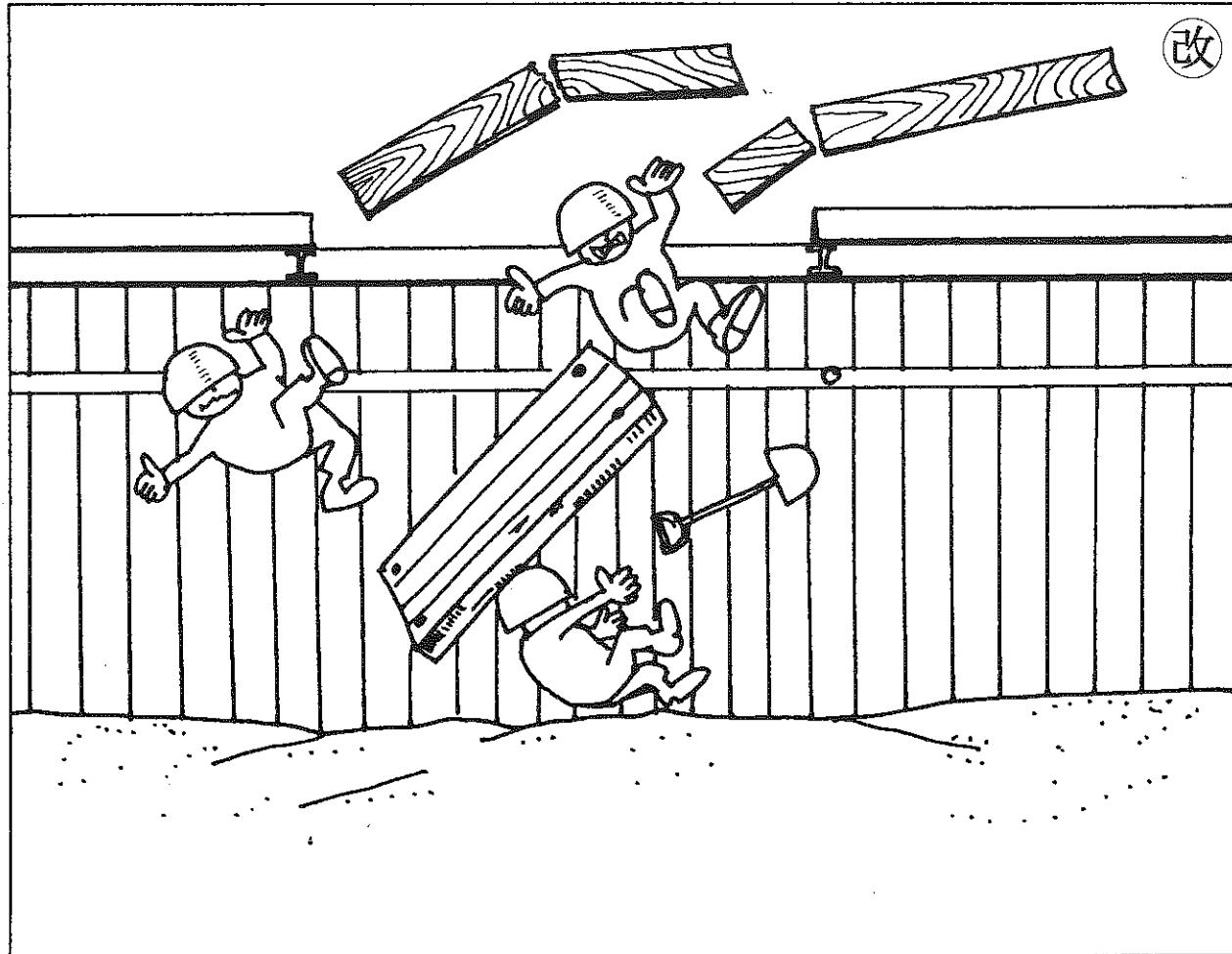
クランプの固定不十分。

IV. 対策

クランプが正規の位置に確実に固定されているかどうかの確認は当然であるが、機械を使用して重量物の移動を行う場合、その器具の作業範囲内又は重量物の真下の人を排除する等事前の措置が必要である。

発生状況図

No. 19



I. 発生時間

A.M 時 分
P.M

II. 発生状況

覆工板をずらし、落下防止用に木矢板2枚を設置したが、作業中にこの木矢板が折れ、作業員2名が覆工板と共に転落、立坑下（深さ4m）にいた作業員1名を含め計3人が負傷した。

III. 発生原因

工事現場内の整理整頓不十分。

撤去覆工板の仮置き不備。

IV. 対策

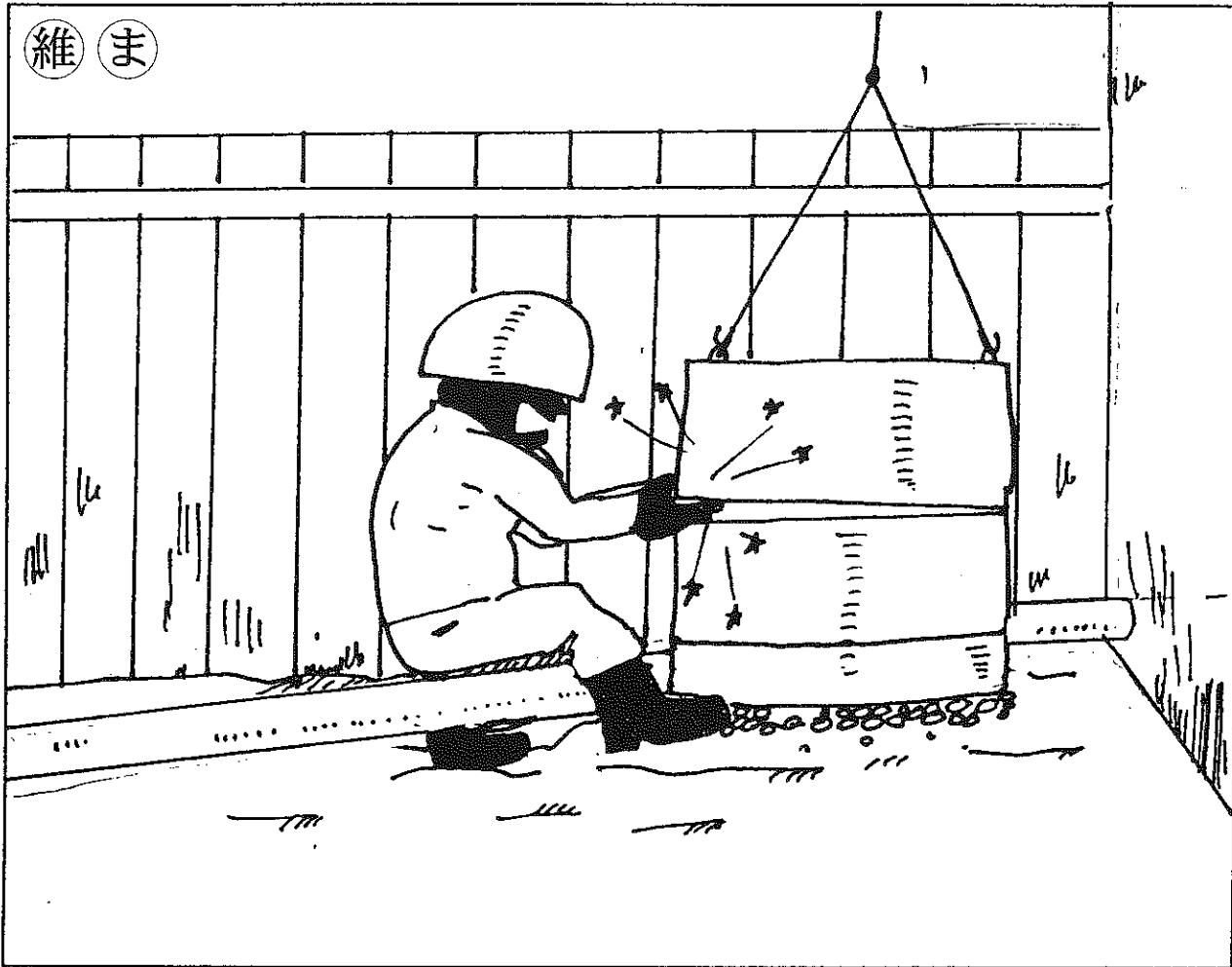
工事現場に事故はつきものであることを念頭に置き一つ一つの作業に手を抜かないことが大切である。

覆工板を開口部から離れた場所に移動し整理することにより未然に防止できたものと思われる。

発生状況図

No. 20

(維)ま



I. 発生時間

A.M
○P.M

2時 30分頃

II. 発生状況

公共ます新設工事において、内径70cmの側塊2段目を積み上げようとレッカー車のオペレーターに作業開始の声をかけたが、はっきりと意思が伝わらず急に下げた為、足が滑り同時に側塊間に挟まれ、左手の人差し指、中、薬指を骨折、全治3週間の負傷をした。

III. 発生原因

作業員の不注意。

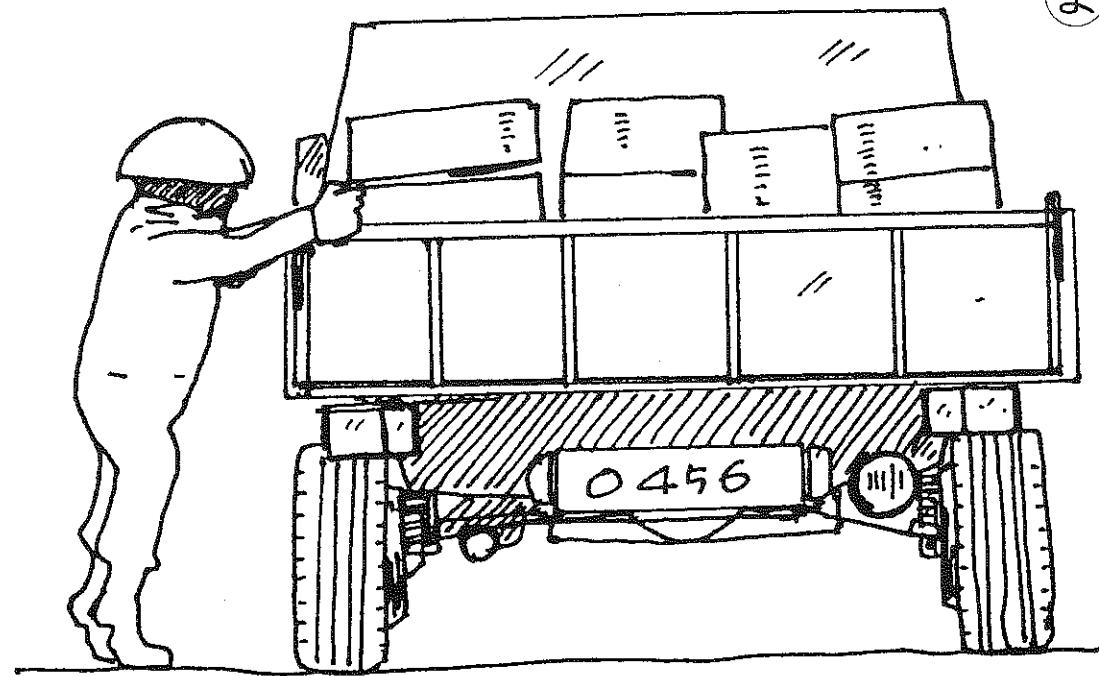
IV. 対策

共同作業の場合、相手の動作に注意をするとともに、意思の疎通を図りながら作業を進める必要がある。特に合図について作業開始前に十分打合せをおこなう事が大切である。
尚、合図は声でなく原則として手信号によること。（発声の場合は騒音等により伝わらない為。）

発生状況図

No. 21

改
維
ま



I. 発生時間 ○A.M
 P.M 9時 00分頃

II. 発生状況

側塊等を運搬中、積荷が不安定のため積み直し作業中、右手を側塊に挟まれ右薬指第一関節を骨折、負傷した。

III. 発生原因

運転者（作業員）の不注意。

側塊等重量物を取り扱う際に、地上からでなく、車の荷台に乗り、身体の安定を十分図らなかった為。

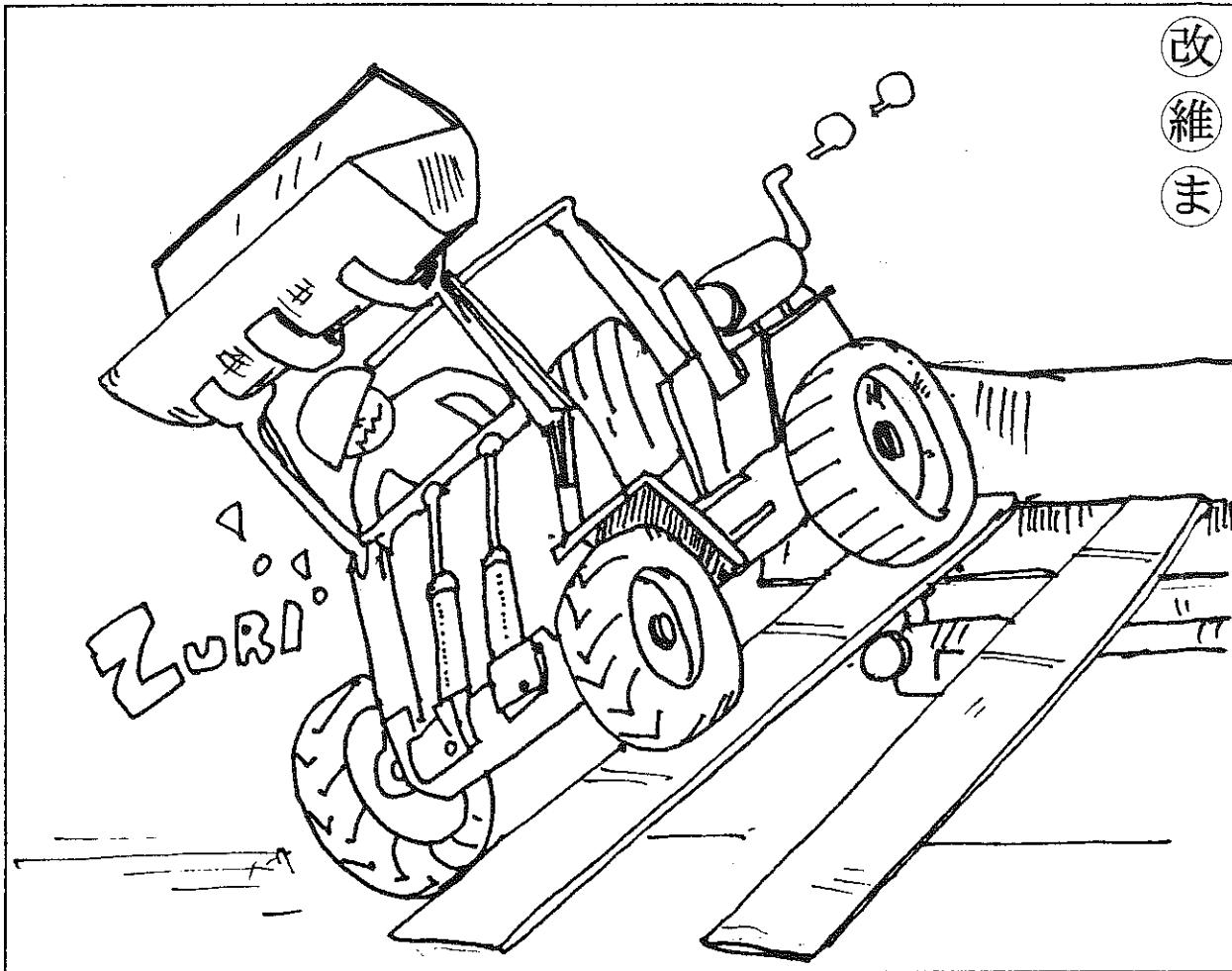
IV. 対策

平素の安全教育の徹底。

一見会社としては予知出来ない事故ではあるが、平素運転者（作業員）に対する安全教育（サンダル履きの禁止・手袋の着用・正しい服装）を徹底しておけば、防げた事故である。

発生状況図

No. 22



改
維
ま

I. 発生時間

A.M 10時 00分頃
○P.M

II. 発生状況

公共までの工事中、作業帯以外の場所で普通貨物車からアルミ製ブリッジを利用してショベルカーを運転して降ろす際、脱輪し路上に転落し、運転手が負傷した。

III. 発生原因

運転手の不注意（運転操作の未熟）。

交通誘導員の不配置。

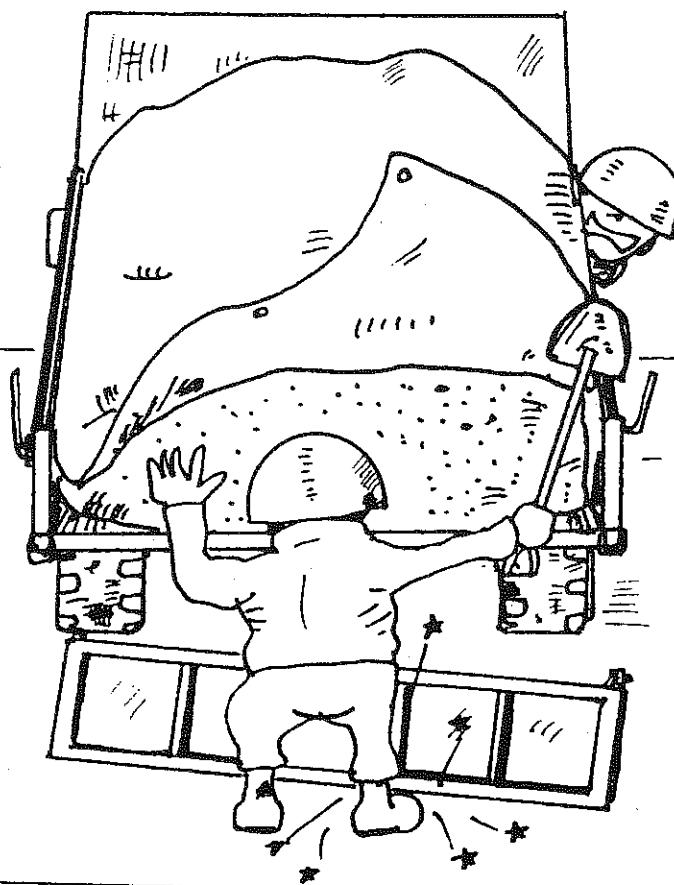
IV. 対策

事故当時は雨天であり、ショベルカーを運転して降ろすような場合、スリップ等による脱輪もあり得ることを念頭に置き、より慎重に運転すべきである。又、作業帯内で積み降ろし、交通誘導員を配置すべきである。

発生状況図

No. 23

改
維
ま



I. 発生時間

A.M
P.M 11時 30分頃

II. 発生状況

2tダンプよりアスファルト合材を降ろす為、ダンプの荷台をあげた時、アオリがはずれ落下し、右足小指の骨折（全治30日）を負った。

III. 発生原因

作業員の車両構造の不備。

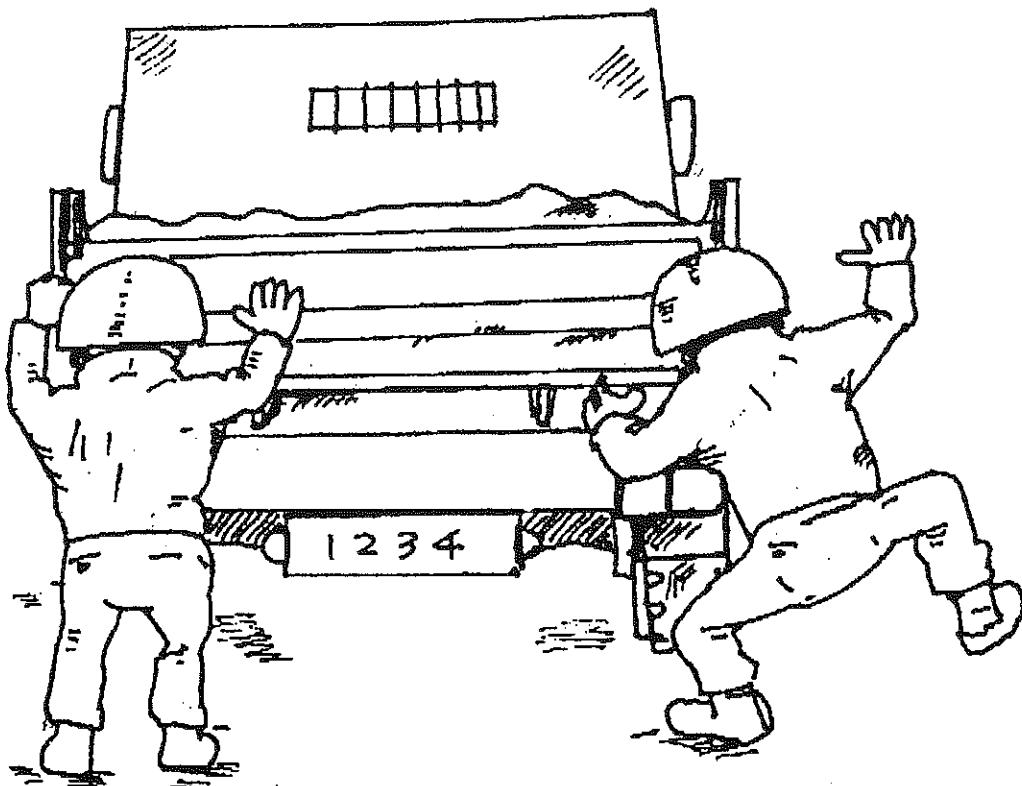
IV. 対策

作業員の初步的ミスであり、作業責任者は工事に使用する機器（車両を含む）の取扱いについて安全教育の実施と点検整備の施行が必要である。

発生状況図

No. 24

改
維
ま



I. 発生時間

A.M
P.M

11時 00分頃

II. 発生状況

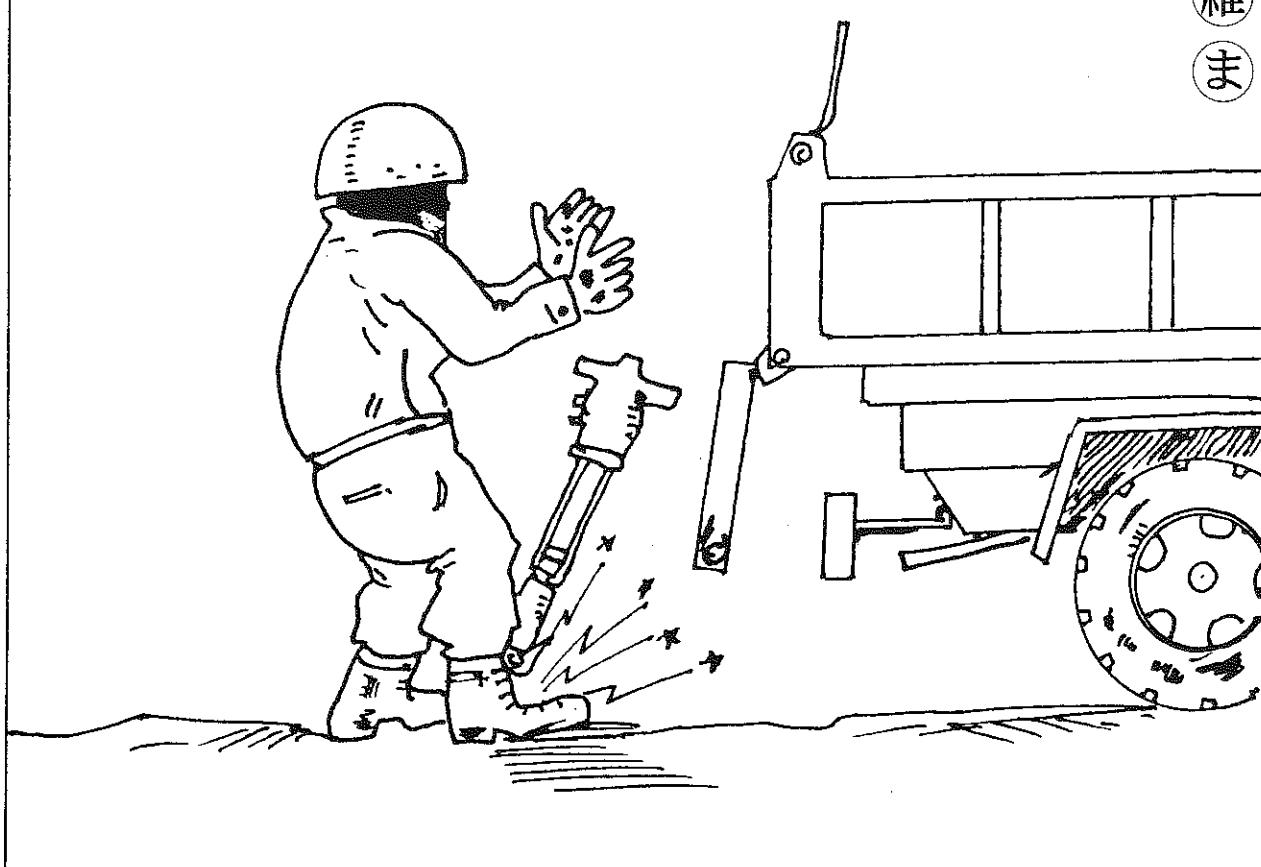
ダンプ荷台とアオリの間にアスコン塊が挟まり、運転手と他の作業員が取り除く為、アオリを上げ除去しアオリを自分の判断のみで締めた為、共に作業をしていた作業員が左手親指先端を負傷した。

III. 発生原因

作業員（運転手）の不注意。

IV. 対 策

共同で作業している場合、常に相手の動きに注意し、必要に応じ声をかけ合う等の基本的な配慮が必要である。

改
維
ま

I. 発生時間

A.M
 P.M

10時 00分頃

II. 発生状況

下水道管補修工事で掘削中、地中よりコンクリート塊が出てきたためブレーカー（重さ 50kg）を2tダンプから降ろそうとしたところ、軍手が土で汚れていたため手が滑りブレーカーが右足親指の上に落ち負傷した。

III. 発生原因

作業員の不注意。

IV. 対策

作業員の不注意ではあるが、重さ50kgのブレーカーを一人で扱わせるのは無理である。他の者を応援させる等現場責任者の配慮が必要である。尚、可能な限り安全靴の着用が望ましい。

発生状況図

No. 26

(維)



I. 発生時間

○A.M

P.M

10時 00分頃

II. 発生状況

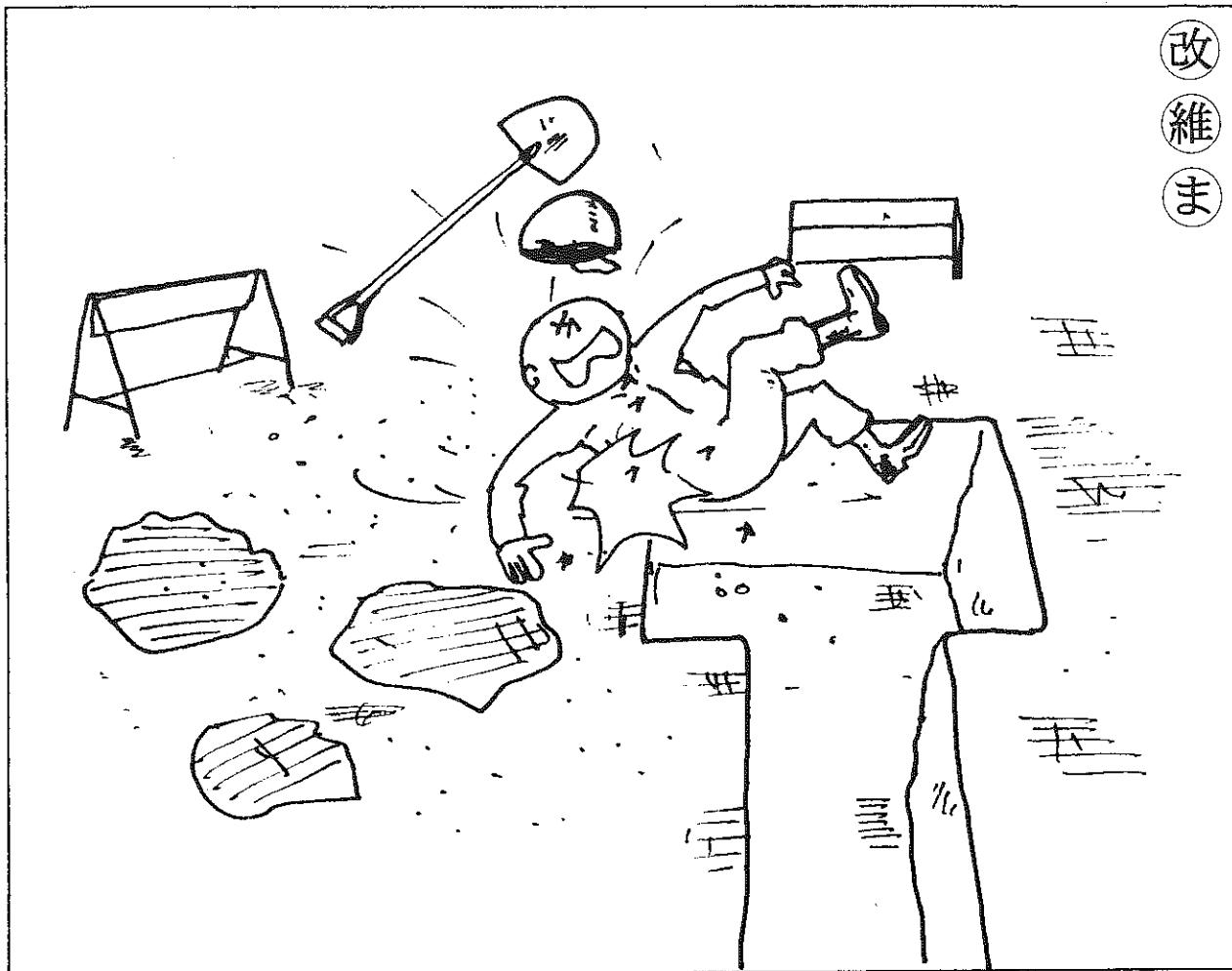
人孔上部補修工事において、内径75cmの鉄蓋、鉄枠を取替えるためにアスコン塊を取壊し中、ツルハシを誤って人孔鉄枠に当て、その反動で右足首の内側にツルハシの先端が刺さり負傷した。

III. 発生原因

作業員の不注意。

IV. 対策

作業員の不注意による事故と認められるが、正規の安全靴を着用していたかどうか。
必ず安全帽、安全靴を着用するよう安全教育が必要である。

改
維
ま

I. 発生時間 A.M
P.M 11時 00分頃

II. 発生状況

公共ます設置工事において、掘削（深さ 1.1m）完了後掘削底面に降りようとしたところ、路面が残土等で汚れていたため足が滑り、掘削内に落ち、アスファルト舗装の切断断面の角に右脇腹を打ち当て負傷した。

III. 発生原因

現場内の清掃、整理が不十分。

IV. 対策

作業現場内に資機材や土砂等が散乱していると、掘削内の作業員の頭に物が落ちたり、つまづいて怪我をする場合がある。作業現場内及びその周辺の清掃、整理整頓は事故防止の第一歩であることを徹底して教育する必要がある。

改
維
ま



I. 発生時間 A.M P.M 10時 00分頃

II. 発生状況

公共ます設置工事で、既設の汚水枠を撤去するため、大ハンマーで取毀していたところ、
身体のバランスが崩れ、誤って自分の左足側甲部にあて負傷した。

III. 発生原因

作業員の不注意。

IV. 対策

作業員の中には、身体の具合が悪い（病気、心配事、前夜の深酒等）のに出て来ている者
もある。朝のミーティングの際等に作業員の健康状態をチェックするのも、現場責任者の
責務である。

発生状況図

No. 29



改 維 ま

I. 発生時間

A.M
○P.M 10時 00分頃

II. 発生状況

下水道管渠整備工事において、掘削作業中、掘削中に番線が混じっており、ゴム長靴を通して左足土踏まずに番線を刺し負傷した。

III. 発生原因

作業員の不注意。

正規の安全靴を着用せず、ゴム長靴で作業していた。

IV. 対策

平素の安全教育を通し、安全靴やヘルメットの着用について、繰り返し徹底する必要がある。

改
維
まI. 発生時間A.M 11時 30分頃
 P.MII. 発生状況

アスファルト合材をレイキにより敷き均らしていた際、他の作業員が後方より接近していくのに気付かずレイキ棒を引いたため、その作業員の左胸に当たり骨折した。

III. 発生原因

作業員相互の不注意。

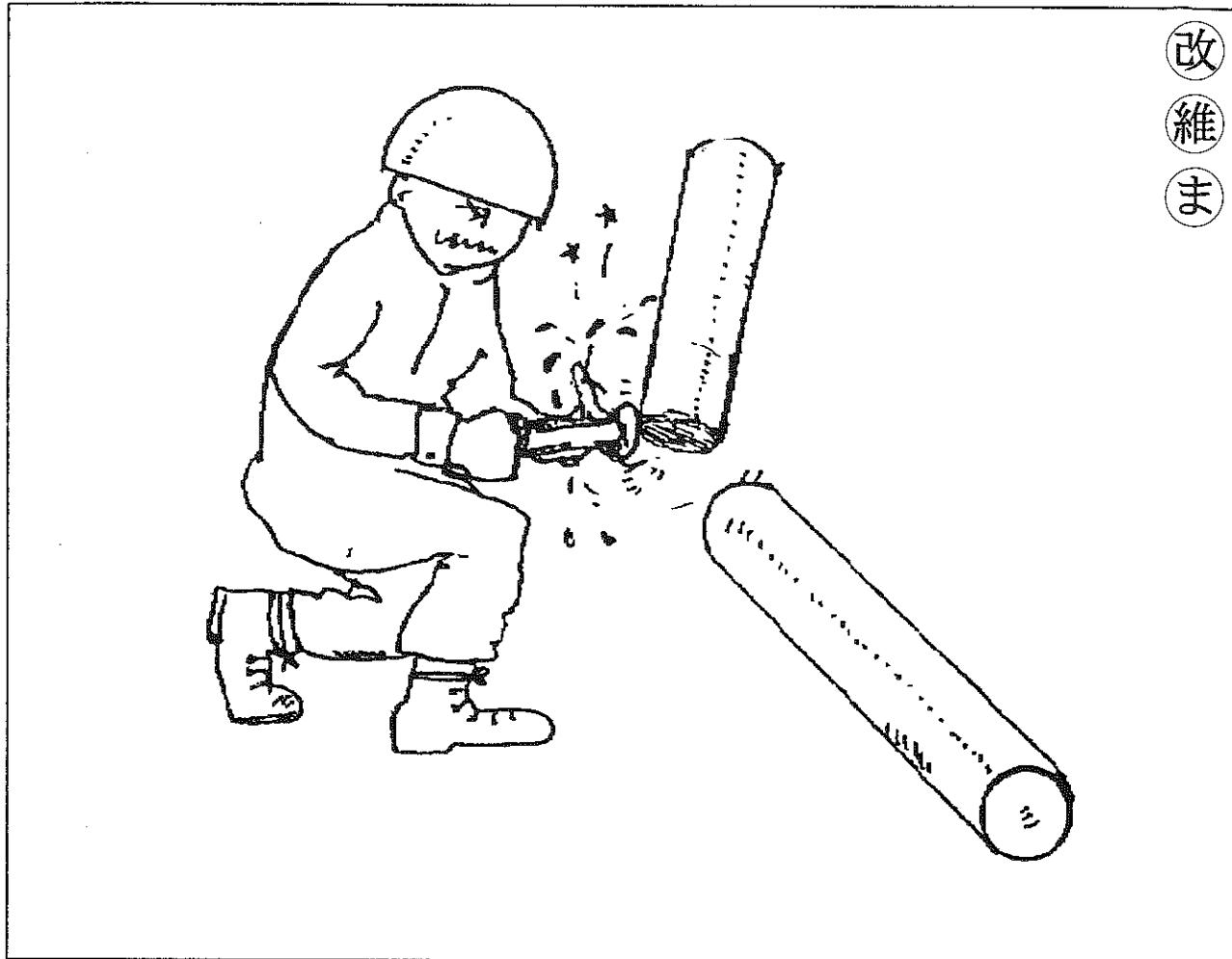
IV. 対策

作業中は、作業員同志は勿論、現場責任者、交通誘導員にいたるまで、各作業員の動作に対する注視を怠らず事故防止を徹底するよう安全会議、始業開始前のミーティング等を通じ教育を繰り返す必要がある。

発生状況図

No. 31

改
維
ま



I. 発生時間

A.M
○P.M

1時 40分頃

II. 発生状況

硬質塩化ビニール管を電動カッターで切断中、電動カッターが滑り左手親指に接触、同所を負傷した。

III. 発生原因

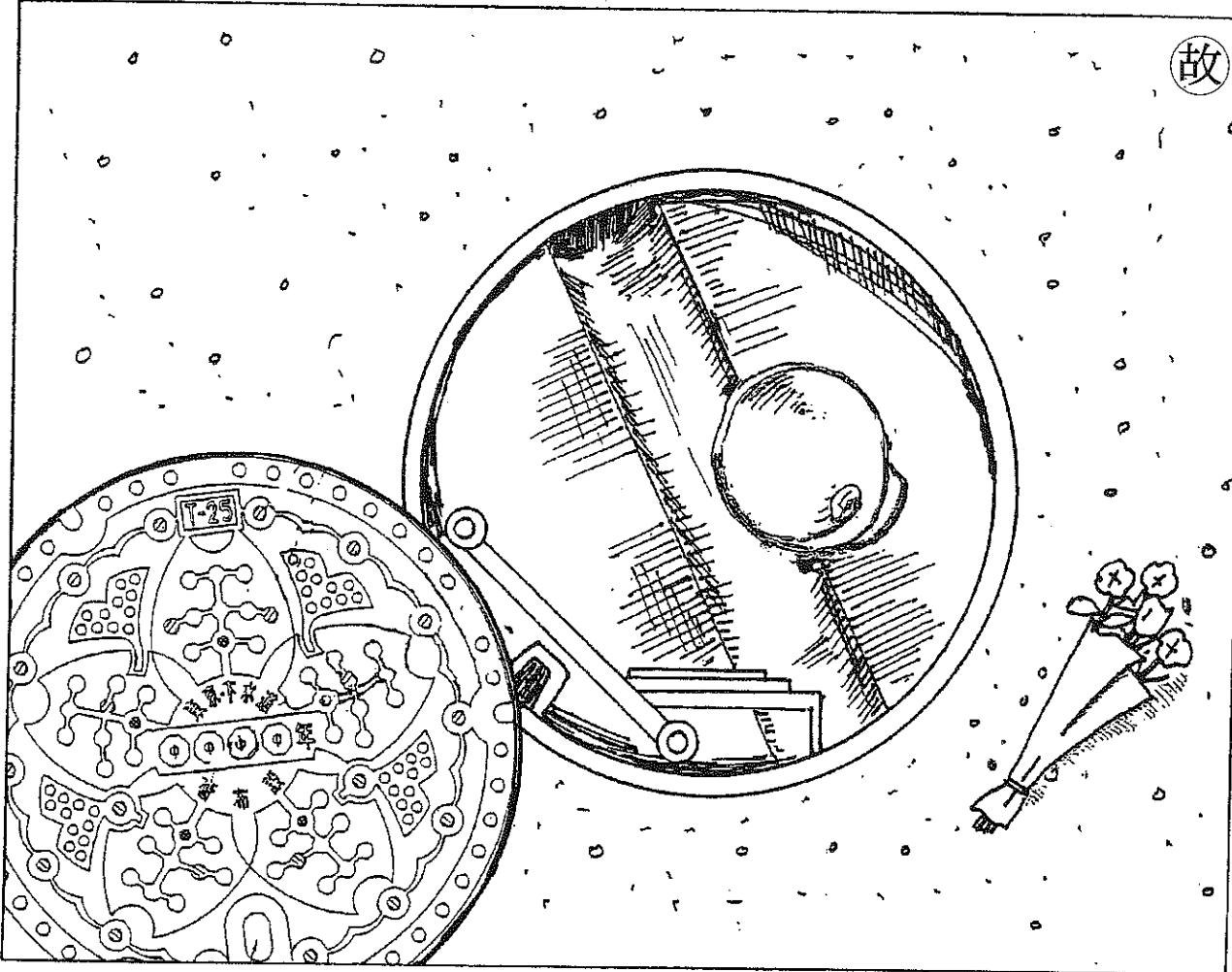
作業員の不注意。

IV. 対策

電動カッター等を扱う場合、対象物を固定し必ず両手で作業を行う。

発生状況図

No. 32



I. 発生時間

A.M

○P.M

7時 15分頃

II. 発生状況

故障処理で支障物の除去作業中、高圧洗浄車で改善出来ず、ロッドによる作業中に支障物が急に抜けて汚水が流入し、人孔内で死亡事故が発生した。

III. 発生原因

急激な水位上昇の危険性認識が不足、上流人孔が水位上昇しているので人孔内からの故障処理作業を実施した。

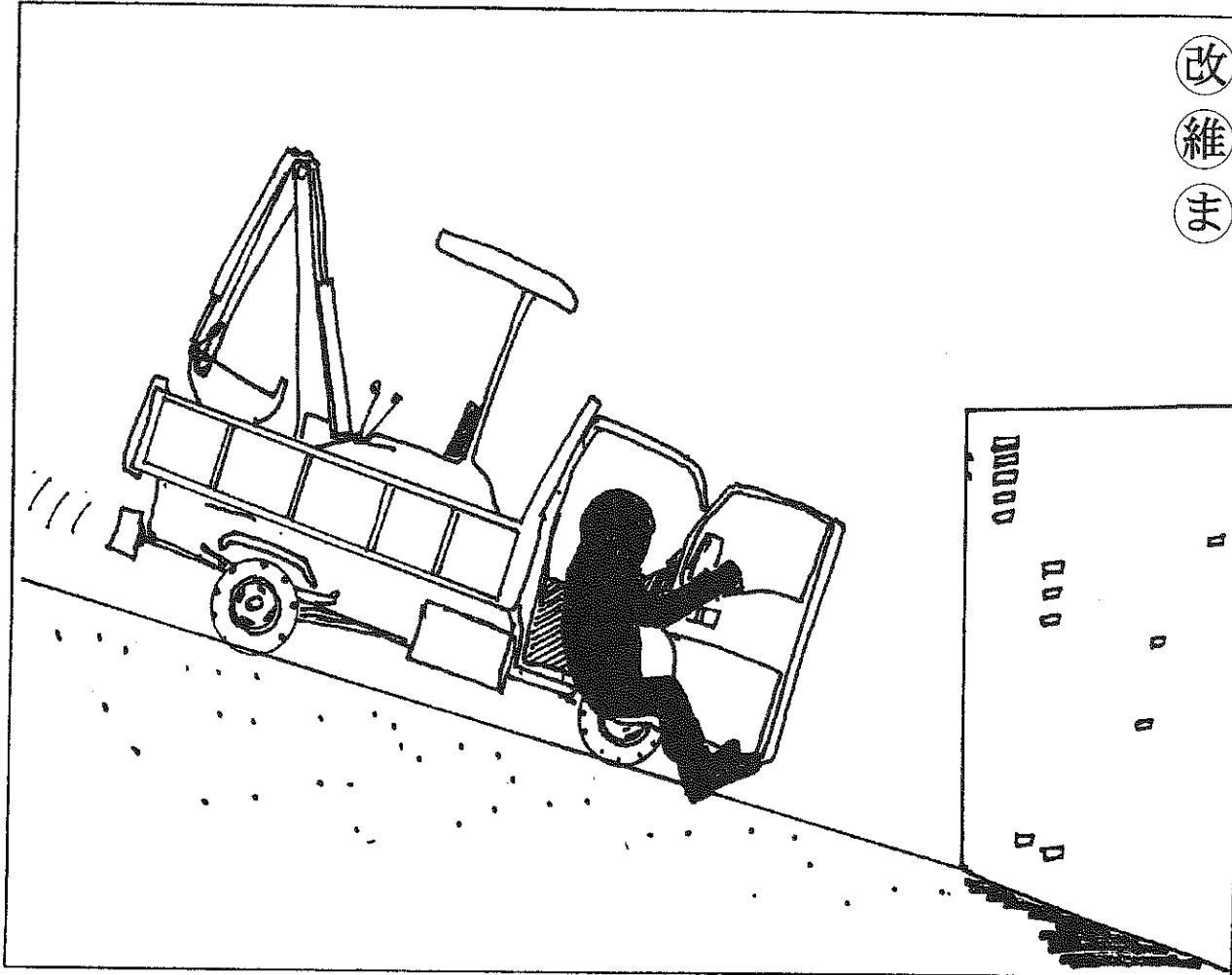
IV. 対策

緊急時対応できる命綱の装置、作業状態を常時監視。故障処理作業は路上作業を基本とする。上流人孔の水位に注意、水位低下等、安全対策を実施してから作業を行う。

発生状況図

No. 33

改
維
ま



I. 発生時間

A.M
○P.M

2時 20分頃

II. 発生状況

坂道で運搬車にミニバックホウを積み込み作業中に運搬車が動き出し、その際に車のドアが塀に衝突して、作業員がドアと作業車に挟まれ負傷した。

III. 発生原因

坂道での重機の積み下ろしの際の運搬車両の運転手の配置と重機運転手複数で行っていなかった。車止め等が適正にされていなかった。

IV. 対策

勾配のある路上で建設機械の積み込み積み卸し作業は十分に保安処置を行い、また世話役等責任者の配置を徹底する。なるべく平坦な場所で作業を行う。